

「居宅介護支援」

重要事項説明書

医療法人 利仁会

ケアプランセンターStella

重要事項説明書 (居宅介護支援用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和3年高槻市条例第42号）の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人 利仁会
代表者氏名	理事長 宗光 俊博
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府高槻市野見町5番45号 Diamante2020 3F 電話：072-661-2100 FAX番号：072-661-2101
法人設立年月日	令和4年10月1日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランセンターStella
介護保険指定事業所番号	2770905780
事業所所在地	大阪府高槻市野見町5番45号 Diamante2020 1F
連絡先 相談担当者名	電話：072-661-3700 FAX番号：072-661-3701 安藤 美紀
事業所の通常の 事業の実施地域	高槻市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護（要支援）状態にある利用者に対し、指定居宅介護支援の円滑な提供を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。④ 事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土・日・祝日・12/29～1/3は休業）
営業時間	9:00～17:00（営業時間以外は24時間転送電話で対応）

(4) 事業所の職員体制

管理者	安藤 美紀
-----	-------

職	職務内容	人員数	勤務体制
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、 その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名	8:30～17:30
専門介護支援員	1 居宅介護支援業務を行います。	常勤 1名 (管理者兼務) 非常勤 0名	8:30～17:30
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 0名 非常勤 0名	8:30～17:30

(2) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				
⑧ 地域ケア会議への協力				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費 i 11,772 円	居宅介護支援費 i 15,295 円
" 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費 ii 5,896 円	居宅介護支援費 ii 7,631 円
" 45 人以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 iii 3,533 円	居宅介護支援費 iii 4,574 円

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50／100 となります。また 2か月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 2,168 円を減額することとなります。
- ※ 介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 45 人以上（ケアプランデータ連携システムの活用等を行っている場合、50 人以上）の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件（50 件）目以上になった場合に居宅介護支援費 ii 又は iii を算定します。
- ※ 地域単価 10.84 円（4 級地）を含みます。

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算	3,252 円/月	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	特定事業所加算（Ⅰ）	5,625 円/月	中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応
	特定事業所加算（Ⅱ）	4,563 円/月	や、専門性の高い人材の確保、質の高いケア
	特定事業所加算（Ⅲ）	3,501 円/月	マネジメントを実施している事業所である場
	特定事業所加算（A）	1,235 円/月	合（1月につき）
	特定事業所医療介護連携加算	1,355 円/月	病院との連携や看取りへの対応につき一定の基準を満たす事業所である場合（1月につき）
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,710 円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,168 円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日及び翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,878 円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,504 円/回	(I)イ 連携1回 (I)ロ 連携1回（カンファレンス参加） (II)イ 連携2回以上 (II)ロ 連携2回 (内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	8,130 円/回	(III) 連携3回以上 (内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算（Ⅲ）	9,756 円/回	
	通院時情報連携加算	542 円/回	病院等で医師（歯科含む）の診察を受ける利用者に同席し医師等に情報提供等を行った場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,168 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）
	ターミナルケアマネジメント加算	4,336 円/月	在宅で死亡した回復の見込みがないと診断された利用者に対し 24 時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合

※網掛けの項目は現在加算の算定はしておりません。

3 その他の費用について

① 交通費	交通費は徴収しない。
-------	------------

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1か月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるこことや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院する場合には、医療機関における退院支援や、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するため、医療機関と早期に連携する必要がありますので、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等に伝えてください。

6 居宅サービス計画について

- (1) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
利用者は複数の指定居宅サービス事業等を紹介するよう求めることができる等について説明を行うこととする
- (2) 令和 7 年度前期（令和 7 年 3 月～令和 7 年 8 月）における当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、以下のとおりです。

① 前
6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

② 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

サービス種別	①割合	②事業所名・割合（上位 3 位まで）		
訪問介護	44.9%	1	訪問介護ステーション びれい高槻	17.6%
		2	アイケアライフ	11.5%
		3	テイク・ケア	9.2%
通所介護	39.7%	1	アイケアライフ芥川	17.6%
		2	レッツ俱楽部高槻安岡寺	15.6%
		3	デイサービスひばり、高槻けやきの郷通所介護事業所	10.4%
地域密着型通所介護	16.9%	1	デイサービスいろどり	28.5%
		2	デイサービス Takky 芥川	22.4%
		3	デイサービスもえぎ	12.2%
福祉用具貸与	86.5%	1	株式会社さんきゅー高槻北営業所	24.3%
		2	ゆとり	14.3%
		3	株式会社 三笑堂 北摂営業所	12.8%

7 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しています。
- (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置いています。

虐待防止に関する責任者	管理者 安藤 美紀
-------------	-----------

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。
- (7) 苦情解決体制を整備しています。

8 ハラスメントについて

事業所の従業員に対してハラスメント防止のため、利用者やその家族に対して説明を行い従業員に対して研修を実施する等の必要な措置を講じます。

9 業務継続計画（BCP）の策定において

感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

10 衛生管理等について

事業者における感染症の予防及び、まん延防止の対策を検討し、事業者の従業員に対し研修や訓練を定期的に実施し、必要なマニュアルを整備します。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

【市町村（保険者）の窓口】 高槻市 健康福祉部 福祉指導課	所在地 高槻市桃園町2番1号 電話番号 072-674-7821 FAX番号 072-674-7820 受付時間 8:45～17:15（土日祝除く）
【家族等緊急連絡先】	氏名（続柄） 住所 電話番号

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険会社
保険名	事業活動包括保険
保障の概要	賠償責任保険特約

13 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 指定居宅介護支援内容の見積もりについて

(1) 担当介護支援専門員

氏名 安藤 美紀 (連絡先 : 072-661-3700)

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

介護保険適用の有無	利用料（月額）	利用者負担（月額）	交通費の有無
○	円	0 円	(有 · 無) サービス提供 1 回あたり 0 円

(3) 1か月当りの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）の目安

利用者負担額の目安額	0 円
------------	-----

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 か月以内とします。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事業の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係を特定します。
 - ・相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

苦情申立の窓口

<p>【事業者の窓口】 医療法人 利仁会 ケアプランセンターStella</p>	<p>所 在 地 高槻市野見町 5 番 45 号 Diamante2020 1F 電話番号 072-661-3700 FAX 番号 072-661-3701 受付時間 9:00～17:00</p> <p>苦情受付担当者：安藤 美紀 苦情解決責任者：安藤 美紀</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 高槻市 健康福祉部 福祉指導課 高齢介護事業チーム</p>	<p>所 在 地 高槻市桃園町 2 番 1 号 電話番号 072-674-7821 FAX 番号 072-674-7820 受付時間 8:45～17:15（土日祝除く）</p>
<p>高槻市 健康福祉部 長寿介護課</p>	<p>所 在 地 高槻市桃園町 2 番 1 号 電話番号 072-674-7166 FAX 番号 072-674-7183 受付時間 8:45～17:15（土日祝除く）</p>
<p>【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課 苦情相談担当</p>	<p>所 在 地 大阪市中央区常磐町 1 丁目 3 番 8 号 電話番号 06-6949-5418 FAX 番号 06-6947-5417 受付時間 9:00～17:00</p>

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和3年高槻市条例第42号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在 地	高槻市野見町5番45号 Diamante2020 3F
	法人名	医療法人 利仁会
	代表者名	理事長 宗光 俊博
	事業所名	高槻市野見町5番45号 Diamante2020 1F
	説明者氏名	安藤 美紀

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に本当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合は、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 納付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月納付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力をいたします。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。